

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

(1) 金本位制の採用・金融制度の整備

金本位制の採用

日清戦争で取得した清国賠償金をロンドンにおいて英貨で受領することにした理由の一つは、賠償金をもってヨーロッパで金塊を購入し、これを本邦に回送して金準備に充て、「多年の希望たる金貨単本位を採用せんとする」ことにあった⁽¹⁾が、明治30年(1897年)に金本位制の採用を実現するに至った経緯は大要以下のとおりである。⁽²⁾

明治26年(1893年)6月のインドの幣制改革(銀貨自由鑄造制廃止)を契機として、それまでも落勢をたどっていた銀価は暴落を来し、当時、事実上銀本位制を採っていたわが国は、金本位国との為替相場の激変(大幅な円安化)、物価の高騰とそれに伴う投機の醸成、財政の膨張など大きな影響を受けた。このため、時の蔵相渡辺国武は貨幣制度調査会を設けてわが国通貨制度の得失を検討する必要があると考え、26年9月11日、同調査会の設置を閣議に建議した。この建議に基づき、同年10月16日に勅令第113号「貨幣制度調査会規則」が公布され、①金銀価変動の原因とその一般的結果およびわが国経済に及ぼす影響、②現行通貨制度改正の必要性、改正の要があるとするならば新たに採用すべき本位制度とその実施方法、を調査することになり、同月21日、調査会の会長・副会長のほか委員20名(川田小一郎本行総裁を含む)の任命が行われた。

貨幣制度調査会は10月25日から活動を開始し、約20か月後の28年7月3日、蔵相⁽³⁾に対し報告書を提出した。これによると、現行通貨制度改正の必要ありとした者は8名、必要なしとした者は7名であったが、前者8名のうち6名は金本位制を可とし、2名は複本位制を可としていた。しかし、通貨制度改正の準備に直ちに着手すべきであるとした者は3名にすぎず、しかもそのうち金本位制論者は1名のみであって、金本位制の即時採用論が圧倒的に強かったわけではなかった。

第3章 金本位制発足後の政策運営

政府も貨幣制度調査会の報告書が提出された段階では、はっきりと金本位制の採用に踏み切っていたとは思われなかった。翌29年4月に渡辺蔵相が本行に与えた指示を見ても、「償金は時機を見て為替又は金銀塊を以て可成速に本邦に取寄する」が、「凡金銀を半額宛貯蔵する見込」として⁽⁴⁾いた。

しかし、明治29年9月18日に松方正義第2次内閣（蔵相は首相が兼任）が成立するや、金本位制採用への歩みは明確かつ急速となった。かねてから金本位制を採用すべきであると考えていた松方は、組閣後いち早く金本位制採用の方針を上奏する一方、9月29日、本行総裁に対し「本邦へ取寄する正貨は専ら金塊又は金貨又は英貨を以て輸入すべし」とする「為替取組及金銀塊購収ノ方針」を通達⁽⁵⁾した。次いで翌30年1月、田尻稻次郎大蔵次官・松尾臣善主計局長らに金本位制施行方法の調査を下命し、同月29日、添田寿一大蔵書記官起草の「金本位制施行方法」と題する復命書が提出されると、これに基づき2月25日に貨幣法制定の議を閣議に提出して、金本位制「断行の一日も速ならんこと」を望⁽⁶⁾んだ。3月1日、政府は貨幣法案を第10回帝国議会に提出し、その協賛を得て同月29日、法律第16号「貨幣法」ならびに同第18号「兌換銀行券条例中改正法律」をはじめ⁽⁷⁾関連法律を公布し、10月1日から施行することにしたのである。

新たに制定された貨幣法の中心は、「純金ノ量目二分ヲ以テ価格ノ単位ト為シ之ヲ円ト称ス」と定めた第2条であったが、明治4年5月制定の新貨条例が純金の量目4分（1500ミリグラム）をもって1円と定めていたのと比べると、貨幣法は円の金平価を半分に切り下げたことになる。これは、新貨条例制定時の金銀比価が1対16～17であったのに対し、貨幣法制定の際には1対31余りと銀の価値が半減していたことに対応するものであった。したがって、円の平価切下げといっても、明治4年以来二十数年の間に生じた、金を基準とする円価値の下落を法律上追認したものにはすぎず、貨幣法制定の時点において円の為替相場に大きな変更をもたらすものではなかったことに注意しなければならない。銀本位制から金本位制への移行という通貨制度上の大きな変革も、このようにして、物価や契約上の権利義務などの点で経済にかく乱的な影響を及ぼすことなく実現されえたのである。

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

一方、貨幣法制定までの間に、上述の賠償金回収方針に基づく本行の金塊回送も進捗していたので、貨幣法公布後の30年4月20日、松方蔵相は純金の量目2分(750ミリグラム)をもって1円とする新金貨(20円・10円)の鑄造を造幣局に命じた(10月5日、5円を追加)。この金貨鑄造高は貨幣法施行前日の9月30日までに4959万円(20円金貨・10円金貨)、翌31年3月31日までに2487万円(10円金貨・5円金貨)、合計7446万円に上った。政府はこれらの金貨を30年9月21日公布の大蔵省告示第61号による1円銀貨の引換え準備に充て、10月1日から翌31年7月31日まで引換えを行った(なお1円銀貨は31年4月1日限りで通用が禁止された)。新金貨と引き換えられた1円銀貨は4559万円に及んだほか、銀塊輸納者に対し2951万円の金貨が引き渡された。

なお、兌換銀行券のうち最小券面の1円券の発行高は明治30年3月末現在6656万円余で、兌換銀行券発行総額の約3分の1を占め、主として民間における日常生活上の小取引に利用されていたが、松方蔵相は「幣制の改革と共に漸次日本銀行をして之を回収せしめ、硬貨を以て之に代ふるの適當なることを認め、其の方針を採る」こと⁽⁸⁾に決した。もっとも、1円相当の金貨を製造しても、重量・形態とも小さすぎて取扱い上不便が予想されたので、50銭・20銭・10銭の補助貨を増鑄するとともに、商取引には5円以上の兌換銀行券を使用させる計画を立て、31年2月18日、金庫出納役(本行総裁)に対し1円兌換銀行券の回収および5円兌換銀行券との交換、補助銀貨の使用を令達⁽⁹⁾した。この措置は、「一国の幣制の基礎を鞏固にするは硬貨を使用するにあり、特に民間日常生計上の小取引に硬貨を使用するは最も必要なることなりとす」⁽¹⁰⁾という考えによるものであったが、銀行券は主として商取引に使用させようとしたことは興味深い。

ちなみに、貨幣法施行直前の明治30年9月末と、1円銀貨引換え期限終了時の31年7月末の通貨流通高(正貨については発行高から本行保有高を除いたもの)は表1-1のとおりである。また、1円兌換銀行券の銀行券発行高中に占める割合は、明治30年末の30.1%から32年末には17.3%に低下し、35年末以降は10%以下となるに至った。

いうまでもなく、金本位制の採用はわが国にとって重要な意義を有した。主要

第3章 金本位制発足後の政策運営

表1-1 通貨流通高

(単位：千円)

明 治	30年9月末	31年7月末
旧 金 貨	5,620(1.9)	10,554(4.0)
新 金 貨	0(0.0)	16,500(6.2)
1 円 銀 貨	37,525(12.9)	0(0.0)
補 助 銀 貨	26,323(9.1)	38,415(14.4)
白 銅 貨	6,637(2.3)	7,235(2.7)
小額政府紙幣	1,950(0.7)	1,490(0.6)
銅 貨	9,327(3.2)	9,321(3.5)
小 計	87,383(30.1)	83,515(31.3)
兌換銀行券	191,249(65.8)	175,581(65.9)
政府紙幣	6,008(2.1)	4,675(1.8)
国立銀行券	6,142(2.1)	2,723(1.0)
小 計	203,399(69.9)	182,978(68.7)
合 計	290,782(100.0)	266,494(100.0)

(注)1. 明治31年7月末の旧金貨は新金貨の倍価として計算した。

2. 明治31年7月末の1円銀貨国内現存高2285万円余は、引換え期限終了のため除外した。

3. かっこ内は構成比(%)。

(出所) 日本銀行保有資料『日本銀行統計月報』。

な先進国がいずれも金本位制をとっていた当時の国際金本位体制のもとにおいて、わが国が金本位制へ移行したことは、先進諸国との関係を従前より緊密化することを意味したから、これによってわが国はその後政治・経済・金融など各面においてもろもろの利益を享受できるようになったが、同時に、金本位制を維持するためには、節度ある政策運営その他一段と厳しい自己努力を要請されることになった。

松方蔵相が明治32年5月18日付で山県有朋首相に提出した報告書「明治三十年幣制改革始末概要」は、金

本位制の採用がわが国経済・財政に及ぼした効果について詳しく述べているが、金融面については、①金に対する銀価格の変動に伴う物価の騰落がなくなり、債権債務関係の基礎が確実になったので信用取引の発達が進められたこと、②金本位国との為替相場が安定したため、欧米先進国からわが国へ低利の資金が流入する道が開けたこと、③従来に比べれば物価が安定したので財政計画がたてやすくなったこと、④わが国の公債を外国市場で売却することが可能となったこと、などの諸点が指摘されていることが注目されよう。

しかし、他方では、これまでの銀価格のすう勢的低落により、わが国輸出の過半を占める金本位制国との取引において享受してきた、為替相場のいわばなし崩しの切下げのメリットを今後は享受できぬことになり、また今後も銀価格の下落が続く場合には、銀本位制国との競争条件の悪化も避けられなかった。しかも金本位制の採用を可能にしたものは、その経緯からも明らかのように、貿易収支の黒字による正貨準備の蓄積ではなく、戦争の結果として得られた清国賠償金であ

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

ったが、この賠償金は軍備拡張と殖産興業を柱とする壮大な日清戦後経営を支える重要な財源とされていた。このため、国力に不相応なこの経営計画を達成するまでの間は、輸入の増大に伴う国際収支の恒常的な赤字を招来する傾向が強かった。それは正貨準備の減少をもたらすが、清国賠償金という備蓄を食いつぶしてしまえば、それに代わるものを見出しえない限り金本位制の維持は危うくなる。事実、明治30年代の後半以降大正初期までの間は、後に見るように、わが国経済は多かれ少なかれ金本位制の維持と経済成長の促進とのジレンマに陥り、ついには破綻にひんすることになった。兌換制度の維持を最大の任務とする本行は、真正面からこの問題に取り組みねばならなかった。金融政策の運営に当たって、景気の行き過ぎを未然に防止し、物価の持続的安定の保持を通じて、わが国の対外競争力を維持・強化し、貿易収支の均衡を図ることは本行にとって重要な課題であった。そのためには、対政府、対民間のいずれについても本行信用の固定化を避け、金融政策を弾力的に運営しうる条件・環境を整備することが肝要であった。対民間については、横浜正金銀行に対する信用供与の在り方について改善を図るとともに、本行信用の主な供与先である普通銀行の預金銀行化や、商業銀行化を推進することが主要な課題であり、各種特殊金融機関の設立は普通銀行経営のこのような方向への変化の促進に寄与する条件の一つと考えられた。金本位制の採用を機として、本行が金融政策の転換を図り、その有効性の確保・向上に努めたのはこのような観点に基づくものであった。

特殊銀行の設立

金本位制の採用と並んで、日清戦後経営計画の一環として掲げられていた特殊金融機関の設立は、長期資金の供給円滑化による殖産興業の推進を直接のねらいとしていたが、それは商業銀行・貯蓄銀行・特殊銀行という「財政議」以来の分業構想にそって、わが国銀行組織の整備を推し進めることになった。商業銀行の銀行として創立された本行にとって、本来の姿に立ち戻る好機であったといえよう。明治30年代に入るや、本行が金融政策の転換をはかり、あるいは政策効果の確保・向上を進めると同時に、その一環として市中銀行のいわゆる預金銀行化を

第3章 金本位制発足後の政策運営

推進する背景の一つはここにあったと考えられる。

上記の特殊金融機関の設立は、まず、明治29年4月20日公布の法律第82号「日本勸業銀行法」、同第83号「農工銀行法」および同第84号「農工銀行補助法」によって具体化された。

日本勸業銀行は農工業の改良発達のための融資を目的とする不動産抵当の長期金融機関であり、同行の設立によって「不動産即ち土地の信用を活用して各種有益なる事業の資本供給に充つることを得るのみならず、従来商業に属する銀行資本の固著せるものを開放するを以て商業上の資本豊富となり、利子も亦従て低下する」ことが期待された。⁽¹¹⁾ 日本勸業銀行は明治30年8月2日に開業したが、その開業に際して本行は永代橋の旧本店建物を貸与するなど便宜をはかった。開業後1年もたたない31年春の恐慌時に、同行は当時の蔵相井上馨の命により大阪地区工業に対する救済融資を行った。農工業のための資金供給機関が設けられた以上、「長期の救済融資はこの機関に担当させることが望ましいと考えられた」ためであったが、もし同行が開業していなかったならば、「明治二三年の恐慌の例に従い日本銀行の見返担保融資が行われたかも知れない」といわれたことは注目されよう。⁽¹²⁾

一方、日本勸業銀行と密接不離の関係に立つものとしてその創設が意図された各府県農工銀行も、不動産抵当の長期金融機関であって、日本勸業銀行と同じ目的を有する殖産興業機関であった。ただ農工銀行は、①地方の小口貸付を対象とする、②20名以上連帯の農工業者に対する無担保貸付ができる、③1株20円の小額面株式の発行が認められ、組合主義的な考え方が取り入れられていた点で日本勸業銀行と相違した。⁽¹³⁾ 全国46の農工銀行の設立は、明治30年11月免許の静岡県農工銀行に始まり、33年8月の徳島県阿波農工銀行をもって終了した。

もっとも北海道では、農工銀行法の定める地元株主の募集が困難であったこと、同地の金利が高く年5%内外の利益補助ぐらいでは株主となる者は皆無に近かったことなどの特殊事情もあり、明治32年3月22日、政府は農工銀行法とは別に法律第76号「北海道拓殖銀行法」を公布した。同法に基づき北海道拓殖銀行は翌33年4月2日に開業したが、同行は北海道の拓殖事業に要する資金の供給を目

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

のとし、特に不動産抵当の低利長期貸付をなすほか、農産物・株式・債券を担保とする貸付も認められていた。したがって、その業務範囲は農工銀行よりも広く、短期金融も併せ行う点に特色があった。

北海道拓殖銀行が開業する直前の明治33年3月には、7日に法律第34号「産業組合法」（9月1日施行）が、23日に同第70号「日本興業銀行法」が公布された。

中小農工業者を対象とする組合組織の金融機関設立の動きはかなり早くから見られたが、⁽¹⁴⁾「信用組合の本源となるべきもの」⁽¹⁵⁾として位置付けられていた農工銀行が上述のように発足したので、その趣旨にそって農工銀行に「組合の親銀行たる機能を発揮せしめるためには、農林産業組合の健全な発達を図ることが必要となった」ほか、「このころになると、農村に設立される組合の数も増加してきたので、政府の組合法制定の意図は再び強ま」り、産業組合法が制定されるに至ったのである。⁽¹⁶⁾ こうして、日本勸業銀行—農工銀行—産業組合という仕組みが整えられ、各地で産業組合の設立が相次ぐことになった。

他方、日本興業銀行の設立についても、明治23年恐慌時に提唱された動産抵当銀行案など、20年代初期からその動きがあった。ようやく33年3月に至り日本興業銀行法の制定を見たのは、日清戦争後「再び新事業の勃興を来し、資本の欠乏を訴へ外資輸入を企つるの已むを得ざるに至り、動産抵当銀行設立の必要を感じるの情官民俱に熾」⁽¹⁷⁾になったためである。もっとも、同法には工業のための長期貸付を目的とするという規定はなく、日本興業銀行定款に「当銀行ノ貸付期限ハ五箇年ヲ超ユルコトヲ得ス」（第40条）と定められたにとどまった。「政府としては市中銀行の有価証券担保貸付の肩替りを行わせて、市中銀行の資金難を解決し、併せて商業銀行本然の対人信用（手形割引等）に主力を向けさせ」とともに、日本興業銀行業務の監督（とくに担保物件の厳選など）を通じて「市中銀行の有価証券担保貸付の堅実化を図」る一方、「政府の監督の下にその必要な目的に外資導入の任務をも遂行せしめんとしていた」から、同行の目的を規定上明確化しなかったといわれているが、そのためその後同行が「政府の政策によつて種種の目的に活動させられる機縁」⁽¹⁸⁾ともなったことは見逃してはならない。日本興業銀行の開業は明治33年～34年の銀行動揺に災いされて、法律制定後2年を過ぎ

た35年4月11日となった。

そのほか、明治30年4月1日に法律第38号「台湾銀行法」が公布され、「台湾の金融機関として商工業並に公共事業に資金を融通し、台湾の富源を開発し経済上の発達を計り、尚ほ進んで営業の範囲を南清地方及南洋諸島に拡張し、是等諸国の商業貿易の機関となり、以て金融を調和するを以て目的」とする台湾銀行が、⁽¹⁹⁾32年9月26日に開業した。同行は台湾における勸業銀行であるにとどまらず、発券銀行でもあり為替銀行でもあるという独占的な大銀行であった。本行は、政府の要請により29年12月1日に開設した台北出張所を、台湾銀行の開業に伴い32年9月30日に廃止したが、台湾の金融経済と本行との直接的関係はこれにより無くなったことになる。

以上のように、明治30年代前半には特殊銀行の設立が相次ぎ、これによって第2次大戦以前におけるわが国金融制度の大枠が確立されたが、特に、本行をして商業銀行の銀行という創立当初意図した姿に立ち戻らせることをねらいの一つとしていた、日本興業銀行ならびに日本勸業銀行設立のもつ意義は小さくない。両行の設立を契機として、もし市中銀行が動産・不動産抵当の長期金融業務から脱して、短期金融業務を中心とする預金銀行に転化するならば、金融政策運営の環境は一段と改善・整備されることになるからである。

もっとも、上述した特殊銀行の本格的活動は日露戦争後まで待たねばならなかったもので、本行金融政策の運営にとっての利点は、明治30年代初めから享受できたわけではなかった。また、政府の保護のもと特別の便宜を与えられた反面、政府の厳重な監督に服した特殊銀行の設立は、現実的な経済的・社会的要請に基づく面が強く、一方では、政府の金融経済過程に対する介入——支援であれ規制であれ——の道を開くものであったことを見落としてはなるまい。全体との調和を離れて、それぞれの特殊銀行に課せられた設立意義・役割が重視された時、これらの銀行が本行の金融政策に協調的な行動を取るという保証はなく、本行の政策運営上の足かせとなる可能性を秘めていたからである。しかし、そのような問題はあったとしても、相次ぐ特殊銀行の設立とともに、中央銀行業務の改善または正常化をはかる気運が高まったのは当然といえよう。

国立銀行の普通銀行転換

上述のように特殊銀行の整備が進んだ一方、市中銀行についても大きな変化が見られた。国立銀行の普通銀行転換がそれである。

既述のように、本行の設立に伴う明治16年5月の国立銀行条例改正により、各国立銀行の営業年限は開業許可の日から20か年とし、その後は普通銀行に転換させ、国立銀行券はその間に漸次消却させることになっていた。明治20年代の後半に入ると、9年8月の改正国立銀行条例による開業許可の最も早かった東京第一国立銀行が29年9月25日に営業満期となるのをはじめとして（明治5年の国立銀行条例に基づいて営業していた国立銀行も改正国立銀行条例に準拠して改めて開業許可をとった）、国立銀行の営業満期到来はそう遠くないことになった。このため、政府は明治26年末に国立銀行の「満期継続及び解散に関する特別法を設け、当業者をして将来に針路を誤らざらしむるの議を決し」、翌27年2月、「国立銀行処分ニ関スル法案」⁽²⁰⁾を閣議に提出した。この法案は国立銀行の営業満期後の営業継続に関する決議方法と満期解散の場合の手続きを定めたものであって、16年5月の条例改正の方針どおり国立銀行の整理を行うことを示していた。27年5月15日、上記法案は第6回帝国議会に提出されたが、議会解散のため可決されるに至らなかった。

一方、国立銀行側も、国債価格の上昇と高利国債の償還により国立銀行券消却資金の蓄積が予定どおり進まなかったため、関東・関西・九州・四国・奥羽・北海道の6団体を糾合し、27年6月、銀行券消却期限および営業年限の延長を主張した「国立銀行延期趣意書」⁽²¹⁾を発表して世論の喚起に努めた。このような動きを見て政府は、「事体の容易ならざるを察し、即時国立銀行営業延期継続の得失を詳述して之を各議員並に關係者に示し、其猛省を促」す一方、⁽²²⁾28年1月12日、先の法案を衆議院に再提出したが、営業年限延長論者の反対によりこれも成立するに至らなかった。

このため、国立銀行は営業満期の際拠るべき法律がなく、「各窮途に彷徨するの不幸に陥るのみならず、或は経済社会に一大激変を生ぜんも亦知るべからざる」ことになったので、⁽²³⁾第一国立銀行はじめ国立銀行13行は、28年9月6日、連

第3章 金本位制発足後の政策運営

署して法案の早期議決を蔵相に請願するとともに、全国の国立銀行に檄を發して133行中91行の賛同を得た。政府としても、もとより漫然と放置しておいてよい事柄ではなかったので、29年1月8日、第9回帝国議会に法案を提出した。この法案は若干の字句修正をみただけで可決され、3月9日、法律第7号「營業満期国立銀行処分法」が公布され、ようやく国立銀行の整理問題は解決した。

この法律は、①營業満期の日においてその發行銀行券を全額消却できない国立銀行は、消却未済残高に相当する金額を政府に納付する、②政府はこの納付金を基金として国立銀行券の交換に当たる、③普通銀行として營業を継続しようとする国立銀行が①の納付金のため借入れを必要とするときは、大蔵大臣は日本銀行に対し無利子貸付を命ずることができる、と定めていた。本行の無利子貸付が法律に明記されたのは、当初から政府がその点について明言してきたにもかかわらず、国立銀行はその実行に懸念を抱いていたからである。なお、上記の法律に続いて、29年3月23日に法律第11号「国立銀行營業満期前特別処分法」が公布され、満期前に普通銀行に轉換し營業を継続しようとする国立銀行については、解散等の手続きを省略する便宜の方法が定められた。こうして、明治32年2月までに国立銀行の大部分は普通銀行に轉換し、国立銀行の整理は完了した。

表 1-2 国立銀行整理状況

明治 年	普通銀行に轉換		満期解散	合 併	鎖 店	合 計
	満 期	満 期 前				
29	5	6		1		12
30	10	52	1			63
31	14	32	6		2	54
32	1	2	1			4
計	30	92	8	1	2	133

(出所) 明治財政史編纂会『明治財政史』第13巻、明治財政史發行所、昭和2年、602～603ページ。

この間、国立銀行券の消却も急速に進み、明治32年2月、国立銀行の整理終了とともに本行の国立銀行券合同消却事務は終結したが、銀行券消却のための国立銀行に対する無利子貸付は累計1126万円に上った（明治38年末までに全額回収）。なお、29年3月9日公布の法律第8号により、国立銀行券の通用期限は明治32年

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

12月9日限りとされ、その引換え期限はその翌日から5か年と定められた。また政府発行の紙幣も、31年6月11日公布の法律第6号「政府発行紙幣通用廃止ニ関スル法律」により明治32年12月31日限り通用を禁止され、引換え期間はその翌日から5か年とされた。以後、貨幣法の定める通貨以外に流通する現金通貨は兌換銀行券のみとなったが、不換紙幣の整理に本行創立以来18年近くを要したことになる。

以上のように国立銀行の整理が進められた一方で、普通銀行の発展には目覚ましいものがあった。すなわち、銀行業の健全な発達をはかるため銀行条例が明治23年8月25日に公布され、26年7月1日から施行されたのを契機として、それまで営業していた私立銀行や銀行類似会社から銀行条例に基づく普通銀行に転換するものが相次いだほか、普通銀行の新設も進み、普通銀行数は明治26年の12月末における545行から、29年末には1005行、32年末には1561行、34年末には1867行に激増した。また、明治27年～36年の10年間に普通銀行の預金・貸出とも15倍近く増加し、積立金も約18倍となった。

このような量的発展にもかかわらず、普通銀行全体としてみれば貸出が預金を上回る状態は解消されていなかった（預貸率、明治26年末127.7%）。また、弱小銀行の設立が相次いだことは否定できず、その多くは「不確実なる株券若くは諸器械、原料品等を担保として貸出をなし、或は何々業の機関銀行なりとて、一部の事業者に資金の融通をなすか故に、公衆より預け入れたる資金は空しく一部に固定」され、一朝「金融界の変調に遇へば忽ち顔色なきに至る」といわれていた。⁽²⁴⁾明治29年4月20日、政府が法律第85号「銀行合併法」を公布したのも、弱小銀行乱立の弊害を認識したからであった。本行も、後述のように30年5月に、国立銀行営業満期の好機を利用して銀行合同を奨励することを蔵相に上申しているが、普通銀行の業務改善・商業銀行化をはかる必要性を感じたのは当然であったといえよう。

いうまでもなく、当時の普通銀行がすべて本行と取引していたわけではない。たとえば、明治34年における本行の当座貸越約定先数は本店59、大阪支店50、西部支店15、北海道支店6、名古屋支店26、札幌出張所3、京都出張所21、小樽出

第3章 金本位制発足後の政策運営

張所8、福島出張所3、合計191にすぎなかった。⁽²⁵⁾このうち第一・三井・三菱・住友など本支店で約定を結んでいた大銀行や、特殊銀行・貯蓄銀行等の取引先を除けば、普通銀行で本行と当座貸越取引を行っていたものの数は普通銀行全体の1割にも満たなかったと思われる。もっとも、貸出取引先数は当座貸越取引よりもはるかに多かったようであるが、「今の地方銀行は国立と私立とを問はず、多くは日本銀行と取引する他の東京銀行に金融を求むる」状態であったといわれている⁽²⁶⁾。そうした中で市中銀行の預金銀行化または商業銀行化を推し進めるということは、容易なことではなかったであろう。しかし、金本位制の採用とともに、兌換制度の維持・金融調節の衝に当たる中央銀行の重要性が一段と加わった時期を迎え、本行は新たな決意をもって前進することになる。

- (1) 大蔵省理財局「貨幣法制定及実施報告」明治31年8月（日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第17巻、大蔵省印刷局、昭和33年、所収）25ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (2) 詳細は上掲書または大蔵省「明治三十年幣制改革始末概要」明治32年5月（上掲『日本金融史資料』明治大正編第17巻所収）、明治財政史編纂会『明治財政史』第11巻、明治財政史発行所、昭和2年、等を参照。
- (3) 「貨幣制度調査会報告」は前掲『日本金融史資料』明治大正編第16巻、昭和32年、573～957ページに収録されている。
- (4) 前掲『明治財政史』第2巻、大正15年、351ページおよび353ページ。件名を除き原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (5) 同上、354～355ページ。
- (6) 前掲「貨幣法制定及実施報告」36ページ。
- (7) 法律第17号「貨幣整理資金特別会計法」、同第19号「明治十八年第十四号布告（政府発行紙幣交換消却ノ件）中改正法律」、同第20号「明治十二年第三十五号布告廃止法律」（貿易1円銀の洋銀並価通用廃止）。
- (8) 前掲「明治三十年幣制改革始末概要」453ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (9) 前掲『明治財政史』第11巻、726ページ。
- (10) 前掲「明治三十年幣制改革始末概要」453ページ。
- (11) 明治29年1月16日の帝国議会における渡辺国武蔵相の説明（前掲『明治財政史』第14巻、昭和2年、所収）610ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (12) 日本勸業銀行調査部『日本勸業銀行史』同行、昭和28年、182～183ページ。

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

- (13) 詳しくは佐伯尚美『日本農業金融史論』御茶の水書房、昭和38年、70～72ページを参照。
- (14) たとえば渋谷隆一「産業（信用）組合法の制定過程」（渋谷隆一編『明治期日本特殊金融立法史』早稲田大学出版部、昭和52年、所収）または農林中央金庫調査部『農林中央金庫史』第1巻、同金庫、昭和31年、を参照。
- (15) 前掲『日本勸業銀行史』141ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (16) 前掲『農林中央金庫史』第1巻、62～63ページ。
- (17) 前掲『明治財政史』第14巻、942ページ。
- (18) 日本興業銀行臨時史料室『日本興業銀行五十年史』同室、昭和32年、31ページ。
- (19) 前掲『明治財政史』第14巻、835ページ。
- (20) 上掲書第13巻、昭和2年、529ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (21) 同上、537～541ページを参照。
- (22) 同上、555ページ。
- (23) 同上、580ページ。
- (24) 第一銀行横浜支店長市原盛宏「金融市場の近状」（『東洋経済新報』第191号、明治34年4月5日）13ページ。
- (25) 「明治三十四年日本銀行営業報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻、昭和32年、所収）494ページ。
- (26) 『東洋経済新報』第21号（明治29年6月5日）社説「孤立銀行の弊害」3ページ。

(2) 金融政策の転換

明治30年5月の営業方針に関する上申

日清戦後の経済発展の結果、「経済貿易金融工業等に関し理財の調理は前途極めて多事」なることが予想された一方、前述のように金本位制の採用、国立銀行の営業満期処分という重要な時期を迎えることになった。このため、中央銀行である本行としては、「当初設立の趣旨に依り徐に計画を立て、一面に於ては金融の緩急を整理し、一面に於ては将来の方針を確定せざるべからず」と考え、明治30年（1897年）5月26日、大蔵大臣に対し本行営業方針に関する上申を行った⁽¹⁾。

この上申書において本行は、銀行制度・本行営業活動・国庫制度・正貨吸収・銀行券発行の調節・対外方針の6項目について大要以下のような意見を述べ、「何分の御指揮あらん」ことを要請した。

イ、銀行制度（支店銀行制度の採用）

わが国の銀行数は今や国立・私立合わせて1000を上回り、商工業の発展に少なからず寄与しているが、多数の単一小銀行が各地に分立しているのは、「金融の運転果して能く十分の効益を商界全般に与ふるを得べき歟、其諸銀行も亦果して之に由りて実利真益を永遠に享有するを得べき歟」問題である。したがって、国立銀行営業満期処分の好機を利用して、各地の実情に応じできるだけ多数の小銀行を合併させて支店銀行制度を採用させるとともに、預金吸収に努力して相互に資金を融通し合い、日本銀行借入れから漸次脱却させるべきである。そうなれば無用の金融逼迫は避けられる。

ロ、本行営業活動（個人取引の開始・担保品付手形割引の廃止）

本行は「資本の流通を円融し、商界の金利を平準して一般の便益を利する」ことを主眼として活動してきたが、本行が銀行とのみ取引していることを利用して、本行からの借入金を高利で「個人」に又貸し、差益をかせぐ鞆取り銀行が非常に多いだけでなく、最近では、自分の経営する事業のために本行から融通を受ける手段として設立された、名ばかりの銀行もある。このような状況では上記のような本行の意図も十分に達成できないので、今後は市場の情勢に対応して弾力的に公定歩合を変更し、市中金利との格差が余り大きくならないよう配慮するとともに、一步進んで信用ある「個人」には直接貸出取引の道を開くことが得策である。

また、明治23年恐慌の一時的救済措置として採用された担保品付手形割引制度は廃止すべきである。担保品といっても実際は抵当と異ならず、その手形も融通手形にすぎないから、この制度を存続することは真正な商業手形の発達を妨げるだけでなく、一定の株式だけを取ることは特定の株式会社のみを優遇しているとか、実際の信用度を顧みないという非難を招くことにもなる。もっとも、永年実施してきた担保品付手形割引制度を一挙に廃止すると、商業社会を困難に陥らすおそれがあるので、「政府に請ひ定款を改正して、公然普通の抵当貸附を為し、以て名実相適する」ことにしたい。ただし、「其抵当株券の種類は実地信用すべき株式を択ぶ」ほか、このような抵当貸付はもともと本行の

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

設立趣旨には合致しないので、金利面で商業手形の割引と差別し、商業手形の利用奨励に資することにする。

ハ、国庫制度（預金制度の漸進的採用）

現行金庫制度のもとでは、国庫金は特に政府が令達を発して本行にそれを預入する手続きを取らない限り本行は国庫金を運用することができない。したがって、「納税期に際し一時金利の騰貴を来たし、又国庫金検査期に於ては一時資金の需要を生ずるを常とす」など弊害が少なくないので、預金制度に改めるべきである。もっとも、一挙に預金制度を採用するのは時期尚早とみられるので、差し当たり本行本支店に限り預金制度を実施し、漸次、信用の厚い代理店銀行に及ぼしていけば、単に金融の調節上有益であるだけでなく、支店銀行制度の奨励にも役立つであろう。なぜならば、「各地方の小銀行は国庫金運轉の許可を得んが為めに、或は合同し或は他の有力なる銀行の支店となりて、其基礎を鞏固ならしむる事を力む」るからである。

ニ、正貨吸収（輸出奨励・輸入抑制）

金本位制への移行に伴い、適切な正貨準備の維持はいよいよ重要となるが、輸入超過になれば正貨が国外に流出するのは自然の勢いであって、本行がいかなる措置を講じようとも自然の趨勢に抗することはできない。日清戦後の恒常的な輸入超過にかんがみ、政府は国産品の使用奨励・輸入の節減・輸出産業の育成など正貨流出防止策を取る必要がある。

ホ、銀行券発行の調節（公定歩合の弾力的変更）

兌換銀行券は需要に応じてその供給が変動するものであるから、あらかじめその発行高を一定額以内に制限するということとはできない。市場一般の情勢からみて必要不可欠であれば、制限外発行をしなければならない場合もあろう。しかし、本行は兌換銀行券の発行を市場の動向にすべてゆだねているわけではなく、金融緩慢時には銀行券の回収をはかり、金融が繁忙化すれば公定歩合を引き上げて対処している。「兌換券の発行は需用供給自然の道理に基くと 雖ども、其伸縮は金利高低の活用を以て之を操縦すべき」であって、「一時の人為便法を以て目前を弥縫せば其害終に計るべからず」と考える。

へ、対外方針（対外金融機関の拡充）

わが国の地理的条件や経済の現状を考えると、欧州諸国で行われているように有力外国銀行とコルレス契約を結び、同取引を通じて正貨の吸収をはかることはむずかしいので、今後も横浜正金銀行を一段と活用して輸出を奨励し、正貨吸収に努めなければならないが、金本位制への移行に伴い、同行各支店の営業方針の改正と海外支店の増設をはかる必要があろう。また、横浜正金銀行以外の銀行で海外店舗の開設・コルレス取引の開始により外国為替業務を営むものがあれば、本行はそのような銀行に相当の便宜を与えるべきであると考え。ついては、そのための資金に充てたいので、政府紙幣消却のための対政府貸付2200万円の返済を希望する。

上記上申のほか、個人取引の開始と担保品付手形割引制度の廃止に関しては「別紙」が付されていた。これは、上申書提出後の大蔵省との折衝過程で作成・提出されたものと推測されるが、個人取引の開始については、「開始」ではなく「公開」という文言が用いられている以外は、上述の上申と特に異なるところはない。

しかし、担保品付手形割引制度の廃止については、「今担保制度の名を廃止する必要あるも、併て其实をも廃止するは勢の許さざる所に有之候得ば、追て条例の改正を得る日迄は、先づ別表甲号〔省略〕に列記したる払込金額五拾万円以上の諸会社株券を撰みて、之を手形の見返り品として受取ることと致度」としており、条例・定款の改正による抵当貸付に代えて見返り品制度への移行を上申している。これにより「見返り品の区域拡張すると共に、資金融通の便益を加へ」る一方、「厭ふべき担保制度の名称と共に、本行に対する世人の誤解亦自ら消滅可致、則ち金融市場整理上不勘効驗可有之」と考えていた。そして見返り品の担保価格は時価の6割以内とし、従来より優遇度を引き下げることを上申していた。これは、見返り品となる有価証券の時価が投機によって左右され、必ずしも企業の信用度を反映しない場合もあるので、各企業の信用度に応じて見返り品の担保価格を適宜定めることができるようにするためであった。

なお上申書の別紙では、「金融の前途を察し、本行は今日を以て幾分か金利を

引上げ、以て警戒を世人に加ふるの時機と考へ」、公定歩合の引上げも上申していた。また、市中銀行との競争を避けるため、個人・会社に対する貸出に適用する金利を銀行に対するそれよりも高くするとともに、商業手形の奨励・信用取引の発達をはかる趣旨から、割引歩合と貸付利子歩合との格差を従来より拡大したいとしていた。

本行上申の意義

上述のような上申を本行が提出した背景には、日清戦後の企業勃興の行き過ぎに対する反省もあったであろう。しかし、繰り返し述べてきたように金本位制採用という画期的な事態を迎えて、兌換制度の維持・金融調節の衝に当たる中央銀行の責務が一段と重くなったという事実がこの上申の基本的前提になっていたことを忘れてはならない。そうした点を念頭に置きつつ個々の上申項目について若干敷衍しておこう。

上記営業方針に関する上申書提出時の総裁は岩崎弥之助総裁であったが、川田小一郎前総裁も、国立・私立を問わず銀行たるものは「資本金の運転よりは寧ろ預金の運転を主とせざるべからず⁽²⁾」と考えていたことは既に述べた。日清戦後の事業新設・拡張計画が盛んであった明治29年7月24日、イギリスのロンドン市中銀行の決算明細書を参考のため各銀行に配付し、ロンドンの「銀行概して株金の割合に預金夥く、営業上重に此預金を運用することを相競⁽³⁾」っている点に留意するよう勧告したのも、その表れであった⁽³⁾。30年5月の本行上申が大きな目標の一つとして掲げた預金銀行化の推進は、その精神を引き継いだものといえようが、その最終的なねらいが、市中銀行の恒常的な中央銀行借入れからの脱却・金融調節の円滑化にあったことはいうまでもない。

ちなみに、普通銀行の預金（官公預金を除く）の自己資本（払込資本金＋積立金）に対する比率をみると、明治20年代末には1.4倍前後にまで高まっていた。また、29年9月ごろには、従来金融の繁閑につれて「預金の利息を変更するは稀有の例なりしに、近来金融少しく引締りの模様あるに際し、東京大阪等の諸銀行何れも預金の利息を引上げて、互に他の顧客を引かんとする模様あり」と報ぜら

れていた。⁽⁴⁾預金銀行化推進の実態的基盤も徐々ながら醸成されつつあったといえよう。

もっとも、支店銀行制度の推奨は直接的には必ずしも預金銀行化の推進につながるとはいえないかもしれないが、「支店制度は銀行の信用を世上に広告すると同時に、多額の預金を吸集することを得る」と考えられていた。この考え方は明治29年4月21日から翌30年1月11日まで欧米諸国を歴訪してきた山本達雄本行理事（出張時は営業局長）のものであるが、30年3月25日、東京府下の主要銀行本支店員懇話会において、山本理事は欧米諸国銀行制度の実情に照らして支店銀行制度の利点を説き、「漸次既設の銀行を合併して大資本と為し、益々支店制度を採用するの道を講ぜられん」ことを強く希望した。多数小銀行乱立の現状を放置すれば、「金融市場の変動襲来益々甚しくなり、実業の進歩を鈍らし、経済社会を断へず不安の地に置いて、非常の攪乱を他日に来すの恐」があったからである。⁽⁵⁾本行は支店銀行制度の普及を通じて金融の著しい変動を防ぎ、経済の安定的成長を図ろうとしていたといえよう。

次に本行の個人取引の開始は、後に預金銀行化推進の手段として高く評価されたが、⁽⁶⁾当時においても、「日本銀行已に個人貸しをなせば他の諸銀行も亦競争上、その貸出割引の利息を低ふすることとなり、為めに全国の金利に著大なる変更を及ぼし、一国の経済に一大裨益を及ぼすや疑ひを容れざる」とともに、いわゆる機関銀行の設立を抑制することになる⁽⁷⁾と指摘されていた。

しかし、預金銀行化は直ちに商業銀行化を意味するものではない。個人取引の開始と並んで、前記のように株式担保金融を一挙に廃止しようとしたものではなかったにせよ、担保品付手形割引制度の廃止を上申し、商業手形の利用を促進しようとしたのはそのためであろう。日清戦後の企業勃興の行き過ぎとそれに伴う金融の変動に対する反省もあり、金融調節力のより一層の向上をはかるためには、本行設立当初の趣旨に立ち戻って商業銀行の銀行となる基盤を醸成しなければならないことを痛感し、普通銀行の商業銀行化推進を改めて意図したものと思われる。同時に、日本勧業銀行の設立による特殊銀行制度具体化の動きと、急速に発展してきた手形交換の状況からみて、その実現の可能性も展望していたので

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

はなかろうか。もちろん、当時の市中金融の実情は担保品付手形割引制度の即時廃止を許さず、差し当たりは見返品制度として存続させ、漸進的廃止をはからねばならなかったが、本行としては株式担保金融の実体を取り繕うことなく、条例・定款を改正して株式抵当貸付を明確にしようとしていたことは興味深い。

国庫預金制度の漸進的採用に関する上申は、前述のような金庫制度に伴う弊害を是正しようとしたものであったが、明治29年中、既に述べたように政府の国庫金預入によって難局を打開してきたという経験に基づくところもあったと思われる。いずれにせよ、預金制度の採用によって、金庫制度のもとにおけるような金融調節の煩を避ける一方、その円滑化につながる支店銀行制度実現の一助たらしめようとしていた点は注目される。

公定歩合の弾力的変更については、清国に宣戦を布告した明治27年8月以降、上申書提出の30年5月までの2年10か月の間に公定歩合は2回変更されたにすぎず、それ以前の時期に比べると著しく弾力を欠いていたことから見て当然のことといえよう。しかし当然であるがゆえにかえって、わざわざ上申した理由に疑問が生ずる。兌換銀行券発行の調節を「一時の人為便法を以て目前を弥縫」してきたことに対する反省によるものかもしれないが、29年11月4日に、松方蔵相が本行の公債を抵当とする貸付利子歩合変更に関する政府の認可権復活を通達したことと関連がなかったとはいえない。商業手形割引歩合・当座貸越利子と並んで公定歩合の重要な柱をなしていた貸付利子歩合の変更が認可制になれば、公定歩合の弾力的変更の妨げとなるおそれがあったからである。

最後に、横浜正金銀行の支店営業方針の改正についていえば、大蔵大臣への上申書提出前の明治30年4月23日、岩崎総裁は「横浜正金銀行ノ方針ニ対スル希望⁽⁸⁾」と題する次のような内容の書簡を同行に送付した。

横浜正金銀行は、其創立の当初より我国の外国貿易を奨励し、政府の財政整理を翼賛するを以て主眼となしたることは顕著なる次第にして、従来日本銀行が該行に対して特別の取扱を為したるも亦蓋し此意に外ならず。而して今や政府は金貨本位の制を定められて、其実施の期近きに在り。随て将来兌換準備を鞏固に維持するの必要よりして、益々外国貿易を奨励し、金融の調理を務めざる可らず。故に日本銀行は、横浜正

第3章 金本位制発足後の政策運営

金銀行と其營業上従來の關係を保続し、自今一層協同親和して前記の責務に當らざる可らざるなり。

右の目的を達する爲めに、兩銀行の營業方針は常に相照応して互に支吾することなきを要す。則ち横浜正金銀行は、既往及び現在に於て享受する特典保護に鑑み、普通の營利会社に非ることを思ひ、日本銀行と協議決定する方針に遵拠して其業務に従事すべきものとす。随て今後横浜正金銀行の責務は一層其重きを加へ、益々營業の鞏固敏活を計らざる可らざるは、固より多弁を要せざるなり。依て左に特に切望する要領を列挙す。

〔中略〕

右列記の事項を実施することは、各位に於て御異議無之哉、否。幸に御確答を得んことを望む。若し御異議の廉あらんには、御腹藏なく其理由を御開陳相成度候。敬具

以上のような岩崎総裁の書簡に対し、横浜正金銀行は5月3日の重役会において次のような内容の答申を取締役一同の連署によって行う旨決議した。⁽⁹⁾

去月廿三日附を以て、当銀行の方針に関し御懇諭の趣、逐一敬承仕候。御高諭の通り、当銀行は創立の当初より、本邦の外国貿易を奨励し、政府の財政整理を翼賛するを以て主眼と仕候儀にして、貴行に於ても、右主眼を助成せらるるの御趣旨より従來特別の保護を賜り居候処、今や我政府は金貨本位の制を定められ、其実施の期も近きにあるが故に、貴行に於ては当銀行に対し、營業上従來の關係を保続せられ、且自今兩行は一層協同親和して益々外国貿易を奨励し、金融の調理を務め、以て兌換準備の鞏固を謀らざるべからざる旨御諭示の趣は、固より当銀行の最も務むべき責任にして、不肖ながら拙者共に於ても、深く茲に服膺仕り、精々努力可仕覚悟に御座候。而して右の目的を相達し候爲めには、兩銀行の營業方針常に相照応して互に支吾するなき事最も緊要に御座候に付、当銀行は貴行より享受する特典保護に対して深く其責任の重大なるを感銘し、貴行と御協議を経て決定する方針に遵拠して業務に従事可仕は勿論、又貴行重役及び營業局長に於て隨時当銀行の重役會議に御參列の上重要なる事項を討議せらるる事、当銀行頭取は主として外部に対する事務に當り、副頭取は専ら行内の事務に任じて内外の要務を分担し、且重要なる事件は必ず商議協定して、常に營業全般の敏活を計る事、当銀行は現今の状態に照し定款、組織を初めとし、行務全体に於て改正を要するものは此際之を断行し、旧慣に泥まずして有爲の材器を任用し、以て益々營業上の改良を企図する事、当銀行正副頭取は、自家營業上の便並に公

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

共の益を計るの心を以て、内外商人の間に立ち彼我の交際を媒介して、従来両者の間に存在する猜疑の念を排除し、互に敬愛するの情を誘起せしむるを勉むる事等、御列挙の事項は凡て、当銀行の爲め及び公共の爲めに、最も緊要適切な件にして、拙者共に於て異議無之は勿論、固より切望仕候処に御座候へば、自今益々奮励仕り、乍不及御高論に背かざらんことを固く期する所に御座候間、幸に右御諒承被成下度候様仕度、此段連署を以て御稟請申上候。敬具〔傍点は引用者のもの〕

以上のような両行間の書簡の交換は、すでに第2章において詳しく述べたように、富田本行総裁の辞任までもたらした、横浜正金銀行に対する本行の信用供与の在り方をめぐる問題について、金本位制採用を契機にあらためて岩崎総裁が、兌換制度維持のために必要な、内外金融の一元的調整、金融政策の弾力的運営を確保しようとする中央銀行の基本的立場から、その所信を明確化し、多年の懸案である両行間の望ましい関係、横浜正金銀行の経営姿勢に関する具体的な要望を提示したのに対し、同行がこれに全面的に同意したことを示している。本行が大蔵大臣への上申書のなかで、横浜正金銀行各支店の営業方針を改正する必要がある旨だけごく簡潔に述べるにとどまったのは、上記のように両行間に既に合意が成立しており、ただこの点につき横浜正金銀行に対する監督権をもつ政府の支援も得ようとしたためではないかと思われる。

なお、横浜正金銀行以外の銀行で外国為替業務を営もうとするものに対しても相当の便宜を与えるべきであるとしたのは、金本位制採用を契機として外国為替業務に進出しようとした銀行があったためかもしれないが明らかでない。「普通銀行の外国為替業務のさきがけ」といわれている三井銀行のそれも、明治39年6月のパークレース銀行との当座貸越契約をもって端緒とするとされている⁽¹⁰⁾。これからみると、上申書提出当時は、普通銀行の外国為替業務開始は本行の単なる希望にすぎなかったともいえる。

率直に言って、明治30年5月の営業方針に関する本行上申は、銀行制度と本行営業活動にかかわる部分以外については、それほど具体的・説得的であったとは言いがたいように思われる。字数の多寡がそれを示すとは必ずしもいえないが、銀行制度については約1900字、本行営業活動については約1500字を費やしてい

たのに対し、その他の項目は400～500字以内にとどまっていた。おそらく口頭による補足説明がなされたと思われるが、書面の内容で見ると限りでは、上記のような感をぬぐえない。岩崎総裁時代に政策運営上最も重視された点は、「諸銀行を促かして重きを預金吸収に置かしめ、一旦諸銀行にして常に中央銀行に依頼するが如きの悪弊なきに至りて、日本銀行をして欧州の中央銀行と同様の態度を取らしめんとする」こと⁽¹¹⁾にあったと当時論評されているが、上申書の内容からみてもその点はうなずかれよう。新しい事態を迎えて、本行が正統的な金融政策の運営に向け大きく歩を進めようとしていたことは明らかであった。

明治30年6月の大蔵大臣内訓

前述の営業方針に関する本行上申に対して松方蔵相は、明治30年6月10日、秘第705号をもって以下のとおり心得るよう本行に達した⁽¹²⁾。

イ、銀行組織の件

小銀行を合併させて大銀行となし、その信用を強化・向上させることは緊要の急務と考えるので、政府も銀行合併の誘導に努めるが、日本銀行も取引先銀行に合併を勧奨すべきである。なお、普通銀行の営業上改良すべき点を挙げれば次のとおりである。

- (イ) なるべく定期貸を避け、商業手形の割引を主とすること。このため、中央銀行も信用確実な銀行に対し確実な手形を再割引するように努めること。
- (ロ) 長期の抵当貸を避け、専ら短期の信用供与を行う方針を採ること。
- (ハ) 大衆預金の吸収手段を大いに講ずること。
- (ニ) 預金に対し相応の準備金を保持し、日本銀行借入に依存しないこと。
- (ホ) 営業上の危険を避け、信用を厚くすること。

ロ、日本銀行の営業活動の件

金利の平準化という点からみれば、個人取引の開始は「目下の時弊を矯むる上に於ては緊要のこと」と認めるが、「濫用に流れ、又は一般銀行と競争するが如き弊に陥り、中央銀行たる特質を失はざらんことを要す」。商業手形割引歩合を低くし、貸付利子歩合を幾分高目にするには緊要のことと認める。

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

しかし、担保品付手形割引制度を一挙に廃止することはむずかしいので株式抵当の貸付を行うということについては、日本銀行創立時から株式の抵当貸は厳に禁止しているところであるから認められない。「保証品の制を廃止することは至当」であるので、なるべく速やかに廃止すべきであるが、割引手形の見返品として日本銀行に預かり置くことはその限りでない。ただし、見返品として預かるものは重役会議において決議したものに限ることとし、その種類は公表してはならない。また、見返品の担保価格は時価の6割以下とする。

ハ、国庫金運用の件

国庫預金制度を採用するとなると、国庫理財の組織および日本銀行本支店・代理店の組織等を改正しなければならないので、この件は「他日の詮議に譲り」、差し当たりは、明治27年法律第16号「国庫出納上一時貸借ニ関スル法律」の範囲内において、国庫余裕金はなるべく日本銀行に預け入れる方針を採用することにする。

ニ、金貨吸収の件

本邦産の銀塊を中国・朝鮮に送付して金塊と交換し、あるいは為替を買い入れ、または確実な銀行に日本銀行の代理を命じて金塊買入れ資金を前渡しておくなど、金塊の吸収に努めるべきである。また、貿易収支の逆調により金が流出する時は、為替の取組み、金買入価格の引上げ、公定歩合の引上げなど種々の方法を講ずる必要がある。

ホ、兌換銀行券発行の調節の件

公定歩合の変更により兌換銀行券発行量の調節をなすことは最も緊要であるが、これに加えて市中銀行の業務運営にも大いに注意すべきことがある。たとえば、定期貸などは資金を固定化し、兌換銀行券の需要を増大させることになるが、各銀行が商業手形の割引に努め、資金の回転を早くすれば、少額の通貨で多額の取引を満たすことができる。政府はじめ関係者はできるだけ金融機関の発達を誘導し、金融機関を活用して現金通貨の授受を省く方法を講ずる必要がある。

ヘ、対外方針の件

横浜正金銀行以外の銀行で海外業務を行うものがあれば、相当の便利を与えることは最緊要事であるが、その資金に充てるため対政府貸付を回収することは「追て詮議」する。

以上のように、本行上申に対する蔵相内訓は消極的な色合いの濃い所が少なくなかった。しかし以下に見るとおり、蔵相の積極的な回答を得られなかった事項も全く無視されたわけではなかった。

明治29年4月20日に既に銀行合併法を公布していた政府としては、銀行合併の推進を緊要の急務であると蔵相内訓で述べたのは当然であったが、支店銀行制度の採用についてはなんら触れていない。しかし、明治30年8月の内務省地方官諮問会において田尻大蔵次官は、「今や我国運輸通信の便実⁽¹³⁾に昔日の比に非ず、而して銀行家は年々其経験を積み大に昔日と其觀を異にす、其特立制度を改めて支店制度を立つるの機將に熟せんとす」と述べている。また、32年11月1日の大蔵省銀行課長作成の地方官に対する内達案、および34年9月の曾禰蔵相の各府県知事に対する内訓⁽¹⁴⁾をみても、ほぼ同趣旨のことが盛り込まれている。政府（大蔵省）も支店銀行制度の普及を考えるようになっていたといつてよいであろう。

担保品付手形割引制度廃止の金融経済に及ぼす影響を考慮して、暫時株式抵当貸付を行おうとする本行の考えに対しては松方蔵相は反対であり、結局、見返品制度という形を取るに至ったことは蔵相内訓からみて明らかであろう。その趣旨は本行創立の理念に忠実ならしめようとしたことにあったが、「実はその背後に日本銀行が産業金融に進出する時は万一の場合の財政需要に応じ得なくなる危険をはらむことを恐れたという事実もある」という重要な指摘もなされている⁽¹⁵⁾。たとえば、松方家文書中の「明治三十年日本銀行将来營業ノ方針」に、日本銀行は「明治二十三年一時の權宜を以て担保の制を設けたる歴史が因襲となり、其營業の方針国庫銀行の特質より遠ざかるの感あり、宜く今日に於て方針を本然の性質に回復することに向はしめ⁽¹⁶⁾」という文言が見られるのは、その表れといえよう。

国庫預金制度の採用については「他日の詮議に譲」ることとされたが、明治36年10月20日、松尾臣善大蔵省理財局長が第6代本行総裁に就任した際、曾禰蔵相は官房秘第818号をもって本行に対し「營業上注意を加ふべき事項」に関する内

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

訓を發し、その中で「今後時世の進歩と共に或は国庫金は預金制度を採用するが如き時機に遭遇することあるを期せざるべからず、斯くの如き時機に際しても之を引受け得べき見込を相立て置くべきこと」を内命した⁽¹⁷⁾。

金貨吸収の件に関しては、明治32年3月10日公布法律第55号により兌換銀行券条例が改正され、保証発行限度が8500万円から1億2000万円に引き上げられた際、同月13日、蔵相は「保証に拠る兌換券発行額増加に対する本行今後営業上の取扱振に関し」内訓を發し、その中で次のように命じた⁽¹⁸⁾。この内訓に従い本行は、6月14日に第一銀行に対し朝鮮産金購入資金20万円の無利息預入を実施したのをはじめとして、内外産金吸収のための措置を講じた。

兌換券正貨準備のことは本邦幣制の基礎に関し国家信用上重大のことなるのみならず、国家最後の準備金とも謂ふべきものなるに依り此点につきては充分なる注意を要す、故に外国為替を利用し正貨を吸収するは勿論、特に支那朝鮮地方産出の金塊は必ず之を本邦に吸収するの道を講ずるは目下の急務たり、依りて其方法を立て速に之に着手すべし

対外金融機関に対する資金援助に関連して対政府貸付2200万円の返済を要望した件については、「追て詮議すべし」とされたが、昭和12年（1937年）8月25日までこの貸付金は返済されなかった。ただ、前記のように保証発行限度が引き上げられた際、その引上げ額3500万円のうち2000万円は「低利を以て欧米及支那地方に対する貿易の金融の用に供」するよう内訓があったが、これは主として横浜正金銀行向けのものであったことは既に述べた。⁽¹⁹⁾

金融政策の転換

上記のような蔵相内訓により、個人取引の開始、見返品制度の創設および公定歩合の引上げについてその承認を得たので、明治30年6月12日（土曜）、本行はその旨を公表して14日から実施することとした。その際「新聞原稿ト相成候様書綴り、広ク之ヲ来訪ノ新聞社員ニ相与」えたが、以下はその新聞発表資料である。⁽²⁰⁾

日本銀行ハ今後一層金融ヲ円滑ニシ金利ヲ平準ナラシメントノ趣意ヨリシテ、今度大ニ其営業上ノ面目ヲ一新シテ愈々個人取引ヲ開始スルコトナリ、又担保制度ヲ廢

第3章 金本位制発足後の政策運営

止シテ其代リニ見返り品附手形割引ノ区域ヲ拡張シ、同時ニ其割引歩合貸附利子ヲ引上ケタリ、茲ニ改正ノ重ナル点ヲ挙クレハ

第一日本銀行利子 従来日本銀行ハ専ラ諸銀行トノミ取引ヲ開キ個人取引ヲ為サザリシガ故ニ、其利子モ市場ノ歩合ニ比スレバ低廉ナルヲ常トセシガ、今後ハ一個人ニ対スル取引歩合ヲバ普通ノ日本銀行利子トシテ公示スルコトトナシ、別ニ従前ノ如ク諸銀行ニ対シテハ低歩ニ取引スルコトトナセリ、但シ銀行以外ノ諸会社ヨリ取引ヲ求ムルモノアルトキハ、如何ナル会社ヲ問ハズ一個人同様ニ普通ノ利率ヲ用ユルコト勿論ナリト云フ、普通ノ日本銀行利子歩合及銀行取引利子歩合左ノ如シ

日 本 銀 行 利 子

- 一 貸付利子及保証品付手形割引歩合 日歩貳銭七厘
- 一 商業手形割引歩合 日歩貳銭四厘

銀 行 取 引 利 子

- 一 貸付利子及保証品付手形割引歩合 日歩貳銭參厘
- 一 当所商業手形割引歩合 日 歩 貳 銭
- 一 他所商業手形割引歩合 日歩貳銭參厘
- 一 当座貸越及コルレスボンデンス貸越利子 日歩貳銭五厘

右ノ利子表ニ依ルニ一個人ニ対スル利子ト銀行ニ対スル利子トノ間ニ著シキ差別アリ、是レ日本銀行ハ諸銀行トノ競争ヲ避クルノ趣意ニ出テタルモノニシテ、又割引歩合ト貸付歩合トノ間ニ従前ヨリモ一層ノ差ヲ加ヘタルハ、今後益々純然タル商業手形ヲ奨励シテ信用取引ヲ發達セシムル趣意ニ基ケリト云フ

第二担保制度廢止ノ事 元來担保制度ナルモノハ去ル二十三年中一時金融ノ切迫ヲ救済スルカ為メニ已ムヲ得ズ創設シタル一種ノ權道ニ外ナラザレドモ、因襲ノ久シキ世人ノ為メニ其真意ヲ誤解セラレ、之カ為メニ真正ナル商業手形ノ發達ヲ妨クルノ嫌アリトテ、一個人取引公開ト共ニ断然此制度ヲ廢止スルコトトナレリ

第三保証品ノ事 前項ノ如ク担保制度ヲ廢止シタルモノノ、斯クテハ急劇ノ變動ヲ金融市場ニ及ホスノ虞アリトテ日本銀行ニテハ深く其辺ヲ憂慮シタル末、他日条例ニ改正ヲ加フルノ運ヒニ至ルマデハ、従来ノ担保品其他確實ナル鉄道会社株券ヲバ手形見返り品トシテ受取ルコト恰モ従来ヨリ実施シ居ル商品附手形同様ニ取扱フコトトナレリト云フ、尚見返り品ノ價格ハ時價ノ六掛ケ位ヲ標準トスル筈ナリト云フ

この新聞発表資料の内容は、当然のことながら、30年5月の本行上申のそれと

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

異なるところはなかったが、公定歩合については、対銀行取引に適用される利子歩合中、商業手形割引歩合は当所・他所とも据え置かれ、それ以外は日歩2厘引き上げられた。このため、当所商業手形割引歩合と貸付金利子・保証品付手形割引歩合との格差は従来の1厘から3厘に拡大し、それまで後二者の利子歩合より高かった他所商業手形割引歩合もそれら利子歩合と同一になったことは注意を要しよう。

以上のように本行は対外発表を行うと同時に、同じ6月12日、総裁名をもって本行各支店長に対し実際の取扱い上心得るべき点として次の事項を通達した。⁽²¹⁾

イ、個人および銀行以外の会社と直接取引する割引手形は真正の商業手形に限ることとし、融通手形は決して受け取らないこと。なお、額面100円以下の手形は取引しないことに内定。

ロ、従来から取引していた個人および銀行以外の会社に対しても、今後は新たに取引を開くものと同様にすべて普通の本行利子を適用し、銀行取引利子を適用しないこと。

ハ、発表した個人との取引利子には明記しなかったが、当座貸越は日歩2銭9厘、他所商業手形の割引は日歩2銭6厘をもって取引すること。

ニ、保証品の価格は時価の60%以内とし、その範囲内において斟酌したもので、安全を計る趣旨からおおむねその価格を低く見積もったのに加えて、個人取引の利子歩合は銀行取引利子歩合より相当高く定めたので、個人で取引を求めるものの数はわずかにとどまると思われる。したがって、取引を認める個人の資格には別段制限を設けず、あまり窮屈な取扱いはしない方針を取るが、身元が明確でなく信用のない者に対しては取引を拒絶すること。

ホ、支払銀行の明記されていない手形は一切受け取らないこと。手形取立て等の手数を省くためであるが、間接的には手形交換を発達させることになるろう。

ヘ、従来特別の取扱いをしてきた融通手形は今後は保証品付手形と同様の利子歩合を適用すること。

個人取引の開始をはじめとする本行の措置は、当時、日本銀行営業方針の革新といわれたが、⁽²²⁾「要するに本行取引の区域を拡張して商業手形の発達を促がし、信

用取引を盛ならしめて金融の調整を謀るの趣意」に基づくものであって、⁽²³⁾「金融政策の転換」と呼んでよいであろう。⁽²⁴⁾ もっとも、本行は「改正の目的を達する固より一朝一夕の能くする所に非る」ことを十分に承知していた。それは、「諸銀行今仍ほ常に後援を本行に求むるの境遇を脱せざるに当り、又新たに一箇人取引を公開したるを以て二者の利害往々相容れざるあり、本行此間に立ち其調和を破らずして遂に能く其目的を達せんと欲せば、成るべく急激の方法を避け慎重事に当らざるべからず」と思われたからである。しかし岩崎総裁は、「各支店長出張所長は能く今回改正の趣意を体して属員を率ひ、日夜身を以て其任に当るの精神を振はば、数年にして漸く其効を奏するを得」⁽²⁵⁾るであろうとし、次のように内諭していた。

一箇人取引の事たる本行に於ては全く新規の業務に属するを以て、行員の重なるもの今後益々実業界の人々と密接し、其営業向及び人と為りを鑑別して、取引上取捨其宜しきを失はざる義別て緊要に候、方今我実業社会には種々の弊害横出し、敗徳厭ふべきもの尠ならずと雖ども、之を避くるが為め徒らに超然一身を高ふするが如きは今回改正の目的を達する所以にあらざれば、今後益々身を持する方正にして人を待つに寛厚親切を以てし、成るべく実業社会と相密接し其实情に暁通するの心掛有之度候

この内論を見ると、営業方針の改正＝金融政策の転換にかけた本行の決意の程がしのばれるが、当時の『東洋経済新報』は、本行が「益々此方針を追ふて漸々其業務に改正を加ふるに於ては」、数年後には必ず、①「無数の小銀行は従来の如き利益を挙ぐる能はずして合同して大銀行となり、漸次支店制度を拡張するに至らん」、②「純然たる商業手形漸く大に行はれて諸銀行は貸付よりも割引業を主とするに至らん」、③「諸銀行其運転資金を中央銀行に借入るるの悪習を棄てて公衆の預金を吸収するに至らん」「是に於てか始めて金融円滑となり金利平準ならさるを得ず」と論じていた。⁽²⁶⁾ これらの諸点についてはその後事態がどのように展開したか項を改めて述べることにする。

内部組織の拡充整備

本行は営業方針（金融政策運営）の改革・転換と並んで、明治30年初めから31

年にかけて内部組織の拡充整備も進めた。次節で述べる論議との関連もあるのでここでその点について述べておく。

まず、明治30年3月1日に名古屋支店を開設したが、地元における本行支店誘致の運動はかなり早くから見られた。すなわち、明治25年11月25日、名古屋商業会議所は「一朝金融逼迫の際に其の渋滞を疏通し、財界の安定を得しめるには、日本銀行の力に俟つべき所の甚大なる」にかんがみ「日本銀行支店設置要望の件」を可決している⁽²⁷⁾。しかし、同地市中銀行の意見はこれを時期尚早としたため誘致運動は具体化されなかったが、明治27年1月9日の商業会議所総会において再び本行支店設置建議の提案があり、3月26日、大蔵大臣と本行総裁に対し「日本銀行支店設置方希望ニ関シ意見開陳」と題する陳情書を提出するに至った⁽²⁸⁾。

この支店設置要請に本行がどう対応したかは明らかでない。間もなく日清戦争が勃発したため、北海道支店の場合と同様にその暇がなかったのではないかと思われるが、明治27年12月6日、名古屋商業会議所は「金融救済ニ関スル意見開陳」書を蔵相と本行総裁に提出し、日清開戦以来の金融逼迫傾向にかんがみ「日本銀行の支店を増設して取引の円滑を計り、兌換券を増発して通貨の欠乏を補ふ」ことを陳情した⁽²⁹⁾。その後も、翌28年12月の新聞報道によると、川田総裁が関西からの帰途名古屋に立ち寄った際、同地の銀行家達が本行支店の設置をしきりに要望したといわれている⁽³⁰⁾。

しかし、本行が「名古屋地方金融の便宜上、愛知県下名古屋（同市新柳町六丁目二十一番戸）に本行支店設置の必要を感じ」、大蔵大臣に支店設置を申請したのは、ようやく明治30年1月15日のことであつた⁽³¹⁾。同月19日に認可を得、3月1日から開業し、翌4月25日「名古屋市其他附近の紳士百余名を招請して盛大なる開業式を行」った⁽³²⁾。このようにして名古屋支店が開設されるに至つたのは、あるいは、明治29年秋の金融逼迫時に地元からの強い要望が再度あつたためかもしれないが、後に述べるように年を追ってその力を増してきた日本銀行課税論に影響されたところも少なくなつたのではないかと思われる。

名古屋支店開設のほか、北海道支店管下の小樽派出所に対し従来からの金庫・国債事務に加えて為替その他営業事務を取り扱わせる必要を認め、明治29年11月

25日、大蔵大臣にその旨を上申し、翌26日に許可を得たので、30年1月1日から同派出所において為替その他営業事務を開始することにした。また30年3月23日、京都出張所においても、従来から取り扱っていた金庫・国債事務および為替業務のほか、貸付・割引等一般の業務も開始する件につき大蔵大臣に対し上申を行い、即日許可を得て4月1日から実施に移した。なお、地方の商取引が次第に盛んになるにつれて、小樽派出所の営業事務は大いに増大し、30年10月ごろには「同所の貸出金額は北海道支店に譲らざる程の取引高に達し、尚爾後益業務の拡張を要するものあるに依り⁽³³⁾」、10月18日、派出所の名称を出張所に改めることを大蔵大臣に上申し、同月20日に認可を得て11月1日から小樽出張所とした。

一方、本店部局についても、明治30年5月1日、「本行事業の拡張に従ひ計算事務亦拡張の必要あるを認め」新たに計算局を設置し、「広く各局課に通じて計算上監督の任務を尽さしめ、十分に計算の正確と統一とを謀る⁽³⁴⁾」こととした。また、金本位制の採用に伴い「本位貨は金貨となれるに、独り本行に於ける銀券局なる名称を其儘存し置くときは、兌換券は依然銀貨に交換さるるものなるやの疑を抱くもの之あるべきに付⁽³⁵⁾」、30年8月2日、銀券局を発行局と改称する旨を大蔵大臣に上申し、同月4日にその許可を得たので、10月1日、金本位制移行と同時に発行局と改めた。さらに「本行事業の拡張するに随ひ其の事務次第に増加し来り、本支店出張所及代理店の関係亦自ら繁雑となり、事務の統一と敏活とを督励するの必要に迫りしを以て」、30年12月16日、新たに検査局を設けることにつき大蔵大臣に対し上申書を提出し、同月22日にその許可を得、31年2月1日、検査局を設置して「随時に本店各局課及支店出張所代理店の事務を検査せしむる⁽³⁶⁾」こととした。

他方、明治15年12月制定の本行仮内規は、その後しばしば増補改正を加えられたが、「尚ほ今日の事情に適せざるものあるに至りしが為め⁽³⁷⁾」、31年2月23日に内規取調委員を設けて、従来の内規、組織および慣習を調査させ、内規成案を作成して銀行総会の決議を経た後、10月10日、大蔵大臣に内規案の認可を上申した。その後、若干の修正上申を行ったが、11月4日、官房秘第1329号をもって認可されたので、翌32年1月1日から実施することにした。新しい「日本銀行内規」

1. 金本位制の採用と金融政策の転換

は10章 224 条から成り、従来の仮内規に比べれば「精細詳密を極め、処務の大要を網羅して遺す所なし」といわれた⁽³⁸⁾。ちなみに、この内規実施とともに金庫局は出納局と改称された。

- (1) 日本銀行保有資料「本行営業方針＝関シ大蔵大臣ニ上申並ニ大臣内訓」。以下、上申書からの引用はすべてこの資料によった。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (2) 「明治二十四年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収) 96ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (3) 『東洋経済新報』第27号(明治29年8月5日)社説「日本銀行総裁の勸告書を読む」1ページ。
- (4) 上掲誌第31号(明治29年9月15日)雑報「預金利息引上の競争」33ページ。
- (5) 明治30年3月31日付および4月1日付『中外商業新報』。
- (6) 明石照男『明治銀行史』(現代金融経済全集第33巻)改造社、昭和10年、182～183ページ。
- (7) 天野為之「日本銀行個人貸問題」(『東洋経済新報』第55号、明治30年5月25日)2ページ。
- (8) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史』附録甲巻之二、大正9年、568～569ページ。
- (9) 同上、570～571ページ。
- (10) 三井銀行八十年史編纂委員会『三井銀行八十年史』三井銀行、昭和32年、436ページ。
- (11) 『東洋経済新報』第105号(明治31年10月25日)社説「岩崎時代の日本銀行」5ページ。
- (12) 前掲「本行営業方針＝関シ大蔵大臣ニ上申並ニ大臣内訓」。
- (13) 前掲『明治財政史』第12巻、昭和2年、695ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (14) 同上、696～701ページを参照。
- (15) 吉野俊彦『日本銀行制度改革史』東京大学出版会、昭和37年、242ページ。
- (16) 吉野俊彦『日本銀行史』第2巻、春秋社、昭和51年、336ページに引用の松方家文書。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (17) 日本銀行『日本銀行沿革史』第2輯第7巻、昭和14年、9ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (18) 上掲書第1輯第3巻、大正2年、16～17ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (19) 同上、17ページ。
- (20) 日本銀行保有資料、明治30年6月12日付の支店長あて総裁通達。
- (21) 同上。
- (22) 明治30年6月13日付『中外商業新報』。
- (23) 日本銀行保有資料『例規書類七』(明治17年～34年)。原文の片仮名は平仮名に改めた、

第3章 金本位制発足後の政策運営

以下同じ。

- (24) 前掲『日本銀行史』第2巻、449ページ。
- (25) 前掲『例規書類七』（明治17年～34年）。
- (26) 『東洋経済新報』第58号（明治30年6月25日）社説「数年後の我国銀行業」4ページ。
- (27) 名古屋商工会議所『名古屋商工会議所五十年史』同所、昭和16年、第1部335ページ。
- (28) 同上、第2部50～54ページ。
- (29) 同上、第2部62～63ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (30) 明治28年12月17日付『中外商業新報』。
- (31) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、大正2年、603ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (32) 同上、606ページ。
- (33) 同上、617ページ。
- (34) 「明治三十年日本銀行営業報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収）311ページ。
- (35) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、479ページ。
- (36) 「明治三十一年日本銀行営業報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収）358ページ。
- (37) 同上、358ページ。
- (38) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、324～325ページ。

(3) 営業予算制度の実施

明治31年7月の総裁内達

本行金融政策の転換が打ち出された年の翌31年（1898年）春、後に述べるように、日清戦後の著しい企業勃興の反動として恐慌が発生したが、その救済が一応⁽¹⁾落着いた同年7月11日、岩崎総裁は本行支店・出張所に対し次の内達を發した。

各支店出張所共貸付割引高漸次増加致候に就ては、此際銀行会社及個人に対し之が極度額を制定するの必要有之候、依て昨三十年代貸付割引高の最高額を標準とし、各銀行会社個人の信用程度に応じて之を取捨増減し適當と認むる貸付割引高を取極め、併て昨年の貸付割引最高額をも別紙表式〔欠〕に拠り至急申出べし

本行本支店・出張所別の対民間貸出残高（外国為替手形の割引を除く）の推移